

平成四年(ワ)第二〇七五号、平成五年(ワ)第二二二五号
公式陳謝等請求事件

原 告 朴

■一

ほか七六名

被 告 国

第 五 準 備 書 面

平成六年五月一二日

被 告 指 定 代 理 人

宮 井 野

崎 上 本

芳 邦 昌

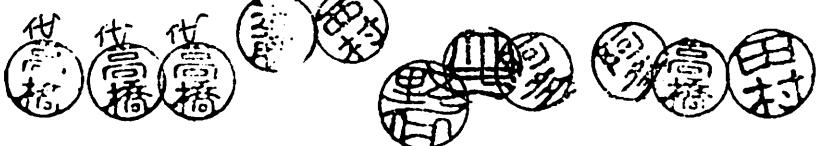
久 夫 城



京都地方裁判所第一民事部 御中

稼 梅 斎 近 西 野 竹 阿 塚 高 田
農 原 藤 藤 村 口 中 多 本 橋 村
和 一 備 清 成 博 麻 伊 宏 厚

久 代 豊 剛 敬 典 一 司 子 平 之 夫



被告は、請求の原因に対し、従前認否を留保した部分の一部につき、本準備書面において、現時点までの調査に基づき、裁判所の理解に資する限度において、以下のとおり認否する。

一 請求の原因第一の二について

1 1について

(+) (+)について

昭和二〇年（一九四五年）我が国がポツダム宣言を受諾したこと及び日本本土・樺太・千島には朝鮮人軍属・徵用工及び渡日した朝鮮人が多数居住していたことは認める。

(+) (+)について

青森県大湊地区に、海軍軍属朝鮮人工員が多数居住していたこと、日本海軍は、特設運送艦浮島丸（四七三〇トン）に右朝鮮人らを便乗させ

て、朝鮮半島に輸送しようとしたことは認める。

(三) (三)について

舞鶴港に機雷が投下されたままになっていたことは認めるが、その余は不知。

(四) (四)について

不知。

(五) (五)について

不知。

(六) (六)について

浮島丸が朝鮮人元工員らを収容して、昭和二〇年（一九四五年）八月

大湊港を出港したことは認める。

2 について



(+) (+)について

不知。

(-) (-)について

浮島丸は、昭和二〇年（一九四五年）八月二十四日、舞鶴湾に入港したこと、同日午後五時一五分ころ舞鶴湾内蛇島の北方において沈没したこと及びその際、乗客・乗員らのうち海に投げ出され溺死した者、船から脱出できず船とともに海に沈んだ者がいたことは認めるが、その余は不知。なお、日本の全船舶は同日以降連合軍から航行を禁止され、航行中の船舶は最寄りの港に入泊すべき旨指令されたが、浮島丸は、これに基づく指令により舞鶴湾に入港したものである。

3

(+) (+)について

浮島丸に朝鮮人三七三五名（元工員二八三八名、民間人八九七名）が乗船していたことは認めるが、その余は不知。

(二) (二)について

死亡者の数が乗客五二四名・乗員二五名であることは認めるが、その余は不知。

4 4について

救出された乗船者が平海兵団に収容され、負傷者には入院等の措置が採られたこと及び九月一七日に帰鮮のための列車が準備されたことは認めるが、その余は不知。なお、舞鶴港務部等は浮島丸遭難時に乗船者の救助に最善を尽くした。

5 5について

(一) (一)について

不知。

□について

舞鶴港に寄港する理由がないという部分については争い、その余は不知。

6
6について

□について

浮島丸の沈没は、連合軍の機雷への触雷が原因であるという結論を得たことは認める。

□□について

不知。

7
7について

認否を留保する。

一一 請求の原因第一の三の1ないし3の一部について

1 1について

① ①について

昭和二五年（一九五〇年）に「戦争犠牲者の援護に関する法律（Gesetz über die Versorgung der Opfer des Krieges）」が制定され、ドイツ軍における勤務中の傷病に対する年金等の支給措置が採られた」と、及び同法八条に原告ら主張の裁量行為を認める規定があることは認められる。

② ②について

昭和二一年（一九五六年）に連邦「補償」法（Bundeskenschädigungs gesetz）が制定され、同法一条の規定する被害者に一定の給付がされてこなかった、同二一年（一九五七年）に連邦「返還」法（Bundestrückerstattungsgesetz）が制定され、ナチスによる動産及び不動産の収用に対

する賠償措置が定められたこと、及び同二七年（一九五二年）にドイツ連邦共和国とイスラエル国との間で、ナチス体制下にユダヤ人に対しで言葉に表せない犯罪的行為が行われたことにかんがみ、ユダヤ人難民のイスラエル定住及び社会復帰を支援するための資金をドイツ政府が供与する旨の協定が署名され、これが同二八年（一九五三年）に批准されたことは認める。

〔四〕について

ドイツ連邦共和国が歐州諸国（西欧一二か国、東欧四か国）と「補償」協定を締結したことは認める。

なお、これらの協定は、ドイツ連邦共和国政府がナチスによって迫害された被害者に対して支援を行うべく人道的見地から行つた自主的措置であると承知している。

(四) (五)について

昭和六〇年（一九八五年）五月八日、ヴァイツゼッカー大統領が終戦四十周年に当たってドイツ連邦議会において行った演説中に、原告らの引用に係る趣旨の一節が含まれていること、及び平成四年（一九九二年）二月、ドイツ連邦共和国政府の拠出により、ポーランドに和解基金が設立されたことは認める。

なお、同基金の性格は、ナチスの迫害による犠牲者に対する人道的支援のためのものと承知している。

2について

日系人が、昭和一七年（一九四二年）二月一九日付けの大統領行政命令第九〇六六号を根拠に強制的に移転又は収容された問題に対し、同六三年（一九八八年）に「一九八八年市民自由法」が制定され、議会が国を代表

して謝罪するとともに、補償と研究及び公教育活動等のための基金を設ける旨が定められたこと、及びこれに基づき、平成二年（一九九〇年）一〇月から、当該日系人に対し、一人当たり二万ドルの補償金の支払が開始され、その際、原告らの主張に係る一節の趣旨を含むブッシュ大統領からの手紙が手交されたことは認める。

3 3について

カナダにおける日系人の強制的な移転又は収容等については、昭和六三年（一九八八年）九月、マルルニーー首相が下院議会において、日系人に謝罪する旨の演説を行うとともに、カナダ政府が全カナダ日系人協会との間で、日系人に対する右措置が人権侵害であることを認め、同様な事態が再び起こらないよう努めることを誓約の上、日系人被害者に対し、一人当たり二万一〇〇〇カナダドルの補償金の支払を行う旨合意し、その後政令

の施行により、日系人被害者に対する補償が行われてきたことは認める。

三 請求の原因第一の一の三について（平成五年六月二二日付け被告・第一準備書面第一、五、3 留保部分）

ドイツ連邦共和国が、昭和三一年（一九五六年）に連邦「補償」法（Bundesschädigungsgesetz）を制定し、同法一条の規定する被害者に一定の給付を行つたところ、同三二年（一九五七年）に連邦「返還」法（Bundesrückersstattungsgesetz）を制定し、ナチスによる動産及び不動産の収用に対する賠償措置を定めたこと、同二七年（一九五二年）に同国とイスラエル国との間で、ナチス体制下にユダヤ人に対して言葉に表せない犯罪的行為が行われたことにかんがみ、ユダヤ人難民のイスラエル定住及び社会復帰を支援するための資金をドイツ政府が供与する旨の協定が署名され、これが同二八年（一九五三年）に批准されたこと、歐州諸国（西欧一二か国、東欧四か国）

と「補償」協定を締結したこと、平成四年（一九九二年）二月、ドイツ連邦共和国政府の拠出により、ポーランドに和解基金が設立されたことは認める。

また、アメリカ合衆国が、昭和一七年（一九四二年）二月一九日付けの大統領行政命令第九〇六六号を根拠に日系人が強制的に移転又は収容された問題に対し、同六三年（一九八八年）に「一九八八年市民自由法」が制定され、議会が国を代表して謝罪するとともに、補償と研究及び公教育活動等のための基金を設ける旨が定められたこと、及びこれに基づき、平成二年（一九九〇年）一〇月から、当該日系人に對し、一人当たり二万ドルの補償金の支払が開始されたことは認める。

四 請求の原因第二の二の5について

1 (1)について

(1)について

知らないし争う。

(二) (2)について

本文のうち、浮島丸に乗船していた原告らのうち軍属であった者がいたこと、我が国が、昭和七年（一九三二年）一〇月一五日に国内手続上「強制労働ニ關スル條約」を批准し、同年一一月二一日に國際連盟事務局に同条約の批准の登録をし、同年一二月七日に同条約を公布したこと、同条約第二条においては「強制労働」の定義が規定されていることは認めるが、その余は争う。

① ①について

「強制労働ニ關スル條約」第一二条一項に原告ら引用の規定が存在することは認めるが、その余は不知。

② ②について

右条約第一二条一項に原告ら引用の規定が存在することは認めるが、
その余は不知。

2

(1)について

争う。

(2)について

前記条約第一七条(1)に原告ら引用の規定が存在することは認めるが、

その余は争う。

3

(1)について

争う。

(2)について

否認する。

(二) (3)について

舞鶴湾内に機雷が投下されたままになっていたことは認めるが、その余は知らないし争う。

4 (四)について

争う。

五 請求の原因第二の三の4について

1 (一)について

(1)について

大湊海軍警備府指令部が朝鮮人の暴動を恐れたために浮島丸に朝鮮人らを乗船させたこと及びその目的が朝鮮人暴動の予防であつたことは否認し、その余は争う。浮島丸乗船の経緯は、連合軍の進駐を恐れた朝鮮

人が故郷へ帰りたいと訴えたことに応えたものである。

(1) (2)について

争う。

2 (1)について

(1) (2)について

知らないし争う。

(1) (2)について

争う。

(1) (2)について

争う。

六 請求の原因第一の四について

1 1について

第一、第二文は認めるが、第三文は争う。

2
2について

(+) (+)について

浮島丸の行先が朝鮮半島であったことは認めるが、その余は知らないし争う。

(+) (+)について

(1) (1)について

争う。

(2) (2)について

争う。

(3) (3)について

知らないし争う。

3

3について
争う。

